附　則

（施行期日）

1　この省令は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十一号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項又は第七条第一項の認定（法第六条第一項又は第八条第一項の変更の認定を含む。）を受けている事業継続力強化支援計画又は経営発達支援計画であって、二以上の商工会若しくは商工会議所が共同して実施する事業継続力強化支援事業若しくは経営発達支援事業に係るもの又は一の経営指導員が複数の事業継続力強化支援事業若しくは経営発達支援事業において情報の提供及び助言を行っている場合における当該事業に係るものに関する法第六条又は第八条の規定による計画の変更の認定又は認定の取消しの基準については、令和十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○国土交通省令第百十号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十九条第二項並びに第三十八条第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　各則 第一節　釧路港（第二十一条の三・第二十一条の四） 第一節の二　苫小牧港（第二十一条の五・第二十一条の六） 第一節の三～第一節の五　（略） 第二節～第十三節　（略） 附則	目次 第一章　（略） 第二章　各則 第一節　釧路港（第二十一条の三・第二十一条の四） 第一節の二～第一節の四　（略） 第二節～第十三節　（略） 附則
第二十一条の二　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第九号様式備考1括弧書の船舶に関する第四条第一項及び第四項、第八条の二、第二十一条の五、第二十一条の六、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項、第二十九条の二第三項、第三十八条第一項第六号、第四十三条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第三項、第五十条第一項並びに別表第一（帆船に係る規定を除く。）、別表第二及び別表第四の規定の適用については、これらの規定中「五百トン」とあるのは、「五百十トン」とする。	**第二十一条の二**　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第九号様式備考1括弧書の船舶に関する第四条第一項及び第四項、第八条の二、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第二項、第二十九条の二第三項、第三十八条第一項第六号、第四十三条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第三項、第五十条第一項並びに別表第一（帆船に係る規定を除く。）、別表第二及び別表第四の規定の適用については、これらの規定中「五百トン」とあるのは、「五百十トン」とする。
第一節の二　苫小牧港	（新設）
（特定航法）	
第二十一条の五　船舶は、苫小牧港においては、次の航法によらなければならない。 一　南ふ頭南端から百十九度三十分に引いた線（以下この節において「A線」という。）以北の第二区（以下この条及び別表第四において「北側海面」という。）から第一区に向かう総トン数五百トン以上の船舶（A線を横切って入航するものを除く。以下この号において同じ。）とA線を横切って入航する総トン数五百トン以上の船舶とが出会うおそれのある場合は、北側海面から第一区に向かう総トン数五百トン以上の船舶は、A線を横切って入航する総トン数五百トン以上の船舶の進路を避けること。 二　第一区から北側海面に向かう総トン数五百トン以上の船舶（A線を横切って出航しようとするものを含む。以下この号において同じ。）と北側海面からA線を横切って出航する総トン数五百トン以上の船舶（第一区から北側海面に向かうものを除く。以下この号において同じ。）とが出会うおそれのある場合は、第一区から北側海面に向かう総トン数五百トン以上の船舶は、北側海面からA線を横切って出航する総トン数五百トン以上の船舶の進路を避けること。	（新設）